

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令案（仮称）
の概要

1 趣旨

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和３年法律第２５号。以下「法」という。）の施行に伴い、帰属の承認をすることができない土地や負担金の算定等に関して、必要な事項を定める。

2 概要

(1) 承認申請をすることができない土地として、法第２条第３項第３号に規定する「通路その他の他人による使用が予定される土地」の類型として、次のように定める（第２条関係）。

ア 現に通路の用に供されている土地

イ 墓地内の土地

ウ 境内地

エ 現に水道用地、用悪水路又はため池の用に供されている土地

(2) 承認をすることができない土地として、法第５条第１項各号に規定する要件の基準又は類型について定める。

ア 法第５条第１項第１号に規定している崖の基準について、勾配が３０度以上であり、かつ、その高さが５メートル以上である旨を定める（第３条第１項関係）。

イ 法第５条第１項第４号に規定している「隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地」の類型を次のように定める（第３条第２項関係）。

(ア) 民法（明治２９年法律第８９号）第２１０条に規定する土地であつて、現に同条の規定による通行が妨げられているもの

(イ) (ア)のほか、所有権に基づく使用又は収益が現に妨害されている土地

ウ 法第５条第１項第５号に規定している「通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地」の類型を次のように定める（第３条第３項関係）。

(ア) 土砂崩落、地割れなどに起因する災害により、当該土地又は周辺の土地に存する人の生命、身体又は財産に対する被害の発生防止のため、土地の現状に変更を加える措置を講ずる必要がある土地（軽微なものを除く。）

(イ) 鳥獣や病害虫などにより、当該土地又は周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地（軽微なものを除く。）

(ウ) 適切な造林・間伐・保育が実施されておらず、国による整備を要する森林（軽微なものを除く。）

(エ) 国庫に帰属した後、国が管理に要する費用以外の金銭債務を法令の規

定に基づき負担する土地

(㍑) 国庫に帰属したことに伴い、法令の規定に基づき承認申請者の金銭債務を国が承継する土地

(3) 法第10条第1項に規定する負担金の額の算定について次のように定める。

ア 次の(ア)～(ウ)に掲げる土地については、土地の面積に応じた負担金の額を算定することとする（第4条第1項第1号から第3号まで関係）。

(ア) 宅地（一定の要件に該当する場合）

(イ) 農地（一定の要件に該当する場合）

(ウ) 森林

イ ア以外の土地については、負担金の額は20万円とする（第4条第1項第4号関係）。

(4) 隣接する二筆以上の土地について、法務大臣に対し、当該隣接する二筆以上の承認申請に係る土地を一筆の承認申請に係る土地とみなして負担金を算定すべき旨の申出をした場合には、一定の要件の下で、これらを一つの土地とみなして、負担金の額を算定する旨の特例を定める（第5条関係）。

(5) その他、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月27日

4 参考

法の概要について（法務省ホームページ）

<https://www.moj.go.jp/content/001360819.pdf>